

公立大学法人滋賀県立大学男女共同参画推進室要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人滋賀県立大学男女共同参画推進本部規程(以下、「推進本部規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、男女共同参画推進室(以下「推進室」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 推進室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関すること
- (2) 男女共同参画推進本部に関すること
- (3) 本部員会議に関すること

(組織)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 男女共同参画推進室長
- (2) 男女共同参画アドバイザー
- (3) 兼務教員
- (4) 室長補佐
- (5) 室事務員

(室長)

第4条 男女共同参画推進室長は、事務局次長の職にある者をもって充てる。

(アドバイザー)

第5条 男女共同参画アドバイザーは、推進本部規程第4条第7号に掲げる者として、公立大学法人滋賀県立大学の役員または教職員以外の者で男女共同参画に関し高い識見を有するものうちから推進本部規程第3条第2項に規定する本部長(以下「本部長」という。)が任命する。

2 男女共同参画アドバイザーは、非常勤とし、男女共同参画の推進について助言を行う。

(兼務教員)

第6条 兼務教員は、推進本部規程第4条第6号に掲げる者として本部長が指名し、男女共同参画の推進にかかる事業を推進する。

(室長補佐)

第7条 室長補佐は、事務局総務グループ統括および事務局学生・就職支援グループ統括の職にあるものをもって充て、男女共同参画推進室長を助け、推進室の事務を整理する。

(室事務員)

第8条 室事務員は、事務局職員のうちから本部長が指名し、推進室の事務を処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、男女共同参画推進室長が、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。